

告 示

埼玉県告示第千二十一号

測量計画機関である埼玉県水環境課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県水環境課

二 作業種類

公共測量（一般水準測量）

三 作業地域

埼玉県内五十六市町（中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域）

四 作業期間

令和五年八月二十一日から令和六年三月二十二日まで